



以下の本人確認方法は、原則として廃止されます。

- ✕ 本人確認書類の写真をアップロード
- ✕ 本人確認書類のコピーの郵送
- ✕ 顔写真のない本人確認書類の使用



個人による契約の場合、一定数以上の回線は契約できなくなる場合があります。

非対面での本人確認方法は、令和8年4月から先行して変更・廃止されているものがあります。

**本人確認ルールがより厳密になります。
ご理解とご協力をお願いします。**

手続きの詳細については、ご契約を希望される
通信事業者などへお問い合わせください。



詳しくはホームページをご覧ください

特殊詐欺 総務省

検索



<https://www.soumu.go.jp/tokushusagi/id-check/>

電話に関するお困りごとは迷惑電話対策相談センターへ



でんわんセンター
迷惑電話対策相談センター

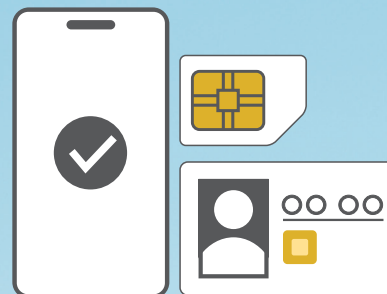
03-6162-1111



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

令和9年4月以降

携帯電話・SIM契約時の
**本人確認方法が
変わります。**



電話やメッセージを利用した詐欺を防ぐために、制度の改正が行われます。

令和9年4月以降、

電話やメッセージを利用した詐欺を防ぐために、
携帯電話・SIM契約時の本人確認のルールを強化した内容に変更となります。
本人確認は、皆様に安心して携帯電話をご利用いただくための
重要な手続きです。



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

携帯電話・SIM契約時の
本人確認
変更点をチェック!

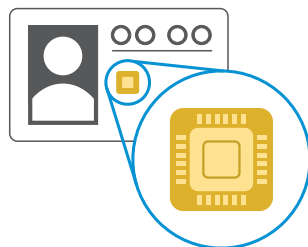


 ICチップの読み取りが原則必須になります。

本人確認では、本人確認書類に内蔵されている**ICチップの読み取り**が基本となります。マイナンバーカードや運転免許証などのICチップを読み取ることで、正確な情報による確認ができます。



マイナンバーカードや運転免許証などに入っているICチップの中には、氏名・住居などの本人確認に必要な情報が記録されています。



ICチップ付き書類がない場合

住民票の写しなど、別の書類で本人確認を行うことができます。その際は、通信事業者から書留郵便などが送付されますので、必ず受け取るようにしてください。



データ通信SIMも本人確認の対象となります。

これまで、データ通信SIM (**SMS・データ通信のみ利用できる携帯電話・SIM**) は、**本人確認の対象外**とされていましたが、これらが特殊詐欺などに悪用される事例が見られたことから、今後は**本人確認の対象**となります。

また、これまで本人確認が行われていなかった**すでに契約済みの**携帯電話やSIMについても、通信事業者から**本人確認を実施するための案内が届くことがあります。**

※日本短期滞在の外国人も対象となる場合があります
(観光・出張でのデータ通信SIM利用など)。

SIMとは

スマートフォンやタブレットでデータ通信や通話を行うための機能を持つ機器です。小さなカード型の「SIMカード」と、端末と一体化した「eSIM(イーシム)」のタイプがあります。



携帯電話・SIMの無断譲渡は法律で禁止されています。

通信ができる携帯電話やSIMを、**通信事業者の承諾を得ずに親族等以外の他人に譲渡することは**、「携帯電話不正利用防止法」により**禁止**されています。他人に譲渡する場合は、必ず事前に**通信事業者へ連絡し、契約名義の変更手続き**を行ってください。

